



全国保育士会委員ニュース

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<http://www.z-hoikushikai.com>

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

- **こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会（第3回）が開催される（こども家庭庁）**
- **「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第3回）」が開催される**

■ **こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会（第3回）が開催される（こども家庭庁）**

令和5年11月21日、「第3回子ども・子育て支援等分科会」が開催されました。

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」とされています。昨年度まで内閣府に置かれていた「子ども・子育て会議」の後継組織となります。

第3回子ども・子育て支援等分科会では、本分科会の下に置かれた、「子ども・子育て支援等に関する企画委員会」において議論された下記事項について、制度改正の方向性が確認されました。

【子ども・子育て支援等分科会における検討事項に係る制度改正の方向性について】

- ・ こども誰でも通園制度（仮称）の創設について
- ・ 保育所等における継続的な経営情報の見える化について
- ・ 小規模保育事業における3歳以上児の受け入れについて
- ・ 保育士の復職支援の強化について
- ・ 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等について
- ・ 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴奏型相談支援の制度化について
- ・ 児童手当の抜本的拡充の実施に向けた検討状況について
- ・ 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置について

本分科会には、村松幹子会長が全国保育協議会 副会長として参画しており、下記内容について発言しています。

1. 「こども誰でも通園制度」について

- 「試行的事業実施の在り方に関する検討会に関する論点」において、「留意点」として、「年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か」が挙げられている。
- 保育所や認定こども園では、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく保育を行っており、それに加えて様々なガイドラインに従って保育が行われており、ここで書かれている内容は極めて当然のことである。
- 一方で、保育所・認定こども園以外の施設等や0～2歳児を受け入れていない事業所が「誰でも通園制度」を行い、0～2歳児を保育する場合には、留意点としての内容以前に子どもを支える者としての基本的な姿勢には触れられておらず、子どもたちの安全や保育の質が保障されるのか疑問がある。
- 就園していない子どもの育ちを支えるためという高い目的が示されているにもかかわらず、安易な預かりでもよいというようにも読めてしまうように思う。「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づきながら、さらに「下記の点に留意すること」とするなどとしていただきたい。
- 今述べたことと同様、今年度こども家庭庁ができ、「こどもまんなか」を謳いながら、議論されている制度等は、こどもが置き去りにされている、大人中心のもののように感じる。
- こどもが置き去りにされないよう、こどもをまんなかに考えた制度設計をすすめていただきたい。
- また、この制度の中核を担っていく現場の保育士がその専門性を十分発揮し、制度の意義に応えられるよう、職員の配置については、加速化プランで示された「職員配置基準の改善」の法的な改善をお願いしたい。1歳児は5対1、4・5歳児は25対1という改善基準についても、現状の保育に見合っているかという精査が必要である。

2. 小規模保育事業における3歳以上児の受入れについて

- 小規模保育事業における3歳以上児の受入れについては、地域の実情を勘案してという表現がなされており、必要とされる地域においては喫緊の対策であろうと思う。
- 大切なのは、わが国に生まれる子どもたちが、どこに生まれても、等しく質の高い保育を受けられることができるよう、様々な保育の形があろうともその質は、どこでも等しくあるべきだし、その姿勢は国として決して揺らいではいけないと考える。同時に人口減少地域の保育の運営、保育内容とも、そのあり方をしっかりと議論していただき、ご対応いただきたい。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

- ホーム>会議等>こども家庭審議会>子ども・子育て支援等分科会>第3回 子ども・子育て支援等分科会
https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/2BH1psuV/

■「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会(第 3 回)」 が開催される

令和 5 年 11 月 8 日、「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」(第 3 回)が開催されました。

「こども誰でも通園制度(仮称)」は、令和 6 年度に本格実施を見据えた形での試行的事業を実施することとされていましたが、令和 5 年 11 月 2 日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」が閣議決定され、令和 5 年度から試行的事業の実施開始を可能とするよう支援を行うとされました。令和 5 年度の補正予算により対応するとし、補正予算成立後、自治体での対応が進められるとされています。

検討会では、「こども誰でも通園制度(仮称)」の試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討されています。

第 3 回の検討会では、これまでの検討会での意見をもとに、制度の本格実施に向け整備が必要な課題について整理がされました。令和 5 年 12 月に事業実施の中間方針のとりまとめが行われる予定です。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

- ホーム>会議等>こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会>こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第 3 回)
<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuuen/klij8u1DW/>